

地域脱炭素の検討事業者の募集

鎌倉市の地域脱炭素の実現に向け、提案・検討・協議する事業者を募集します。

鎌倉市は、市内の脱炭素の促進に当たり、二酸化炭素排出量の削減と合わせて、地域課題を同時解決する施策の検討を行っております。そこで、鎌倉市の「地域脱炭素の実現」と「地域課題の解決」を一体的に推進する事業を提案し、鎌倉市と検討・協議する事業者を募集します。

鎌倉市内の再生可能エネルギーの活用等について可能性を探るため、事業者の皆様が鎌倉市内での実施を検討している脱炭素関連事業についてお話を伺い、実現に際し合わせて解決を図る地域課題や、市の協力・支援等の可能性について協議します。

■提案・検討・協議する事業の例

例えば、以下の事業等が考えられます。

- ・地域に適した再生可能エネルギーの地産地消に資する取組
- ・省エネで快適なまちづくりに資する取組
- ・交通の脱炭素化や渋滞の解消に資する取組
- ・脱炭素かつ地域経済の持続的発展に資する取組

■スケジュール

公募開始から事業者選定までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

| 日程 | 項目 |
|-------------|--------|
| 10月13日（金曜日） | 公募開始 |
| 10月23日（月曜日） | 事業説明会 |
| 11月10日（金曜日） | 公募締め切り |

※11月以降、応募いただいた事業者と、地域脱炭素の実現に向けた事業に関する協議を開始します。事業の詳細なご提案は、この協議時にヒアリングさせていただきます。

※応募者多数の際は、対象事業者を選考させていただきます。

■事業説明会

鎌倉市の「地域脱炭素の実現」に向けた取組方針についての事業説明会を実施します。

事業説明会では、適宜、質疑応答も受け付けます。「地域脱炭素の実現」に向け、事業者の皆様と自由に意見交換ができれば幸いです。

なお、事業説明会後でも応募を受け付けます。事業説明会に参加しないことにより、選定が不利になることはありません。

開催日等

開催日：2023年10月23日月曜日

時間：15時から16時（予定） 受付14時30分から

開催地：鎌倉水道営業所 2階 会議室（鎌倉市御成町12-18）

申し込み方法

事業説明会への参加を希望される場合は、下記リンクより申し込みをお願いします。

申し込みリンク：<https://forms.office.com/r/emi4dRw34e>

※事業説明会は会場により人数の上限があるため、先着制となります。ご参加いただけなかった場合は説明資料をWEB公開させていただきますので、そちらをご覧ください。

■鎌倉市からの支援等

鎌倉市は、鎌倉市の広報媒体（ホームページ等）を通じ、事業者の名称や取組内容の広報を行うとともに、取組事例に関する発表や展示の機会を積極的に提供します。

■応募条件

下記、応募資格等をご確認の上、ご応募ください。

1 公募の趣旨

鎌倉市は、国の動きに先行して、気候変動対策に注力し持続可能な社会を実現するため、令和2年（2020年）2月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこと等を柱とした「鎌倉市気候非常事態宣言」を表明しました。鎌倉市の地域脱炭素の促進に当たり、二酸化炭素排出量の削減と合わせて、地域課題を同時解決する施策の検討を行っております。

そこで、鎌倉市の「地域脱炭素の実現」と「地域課題の解決」を一体的に推進する事業を提案し、鎌倉市と検討・協議する事業者を募集します。

2 応募資格

応募者は、次の条件に該当する営利法人とします。

- （1）鎌倉市の現行施策との連動性を踏まえた、「地域脱炭素の実現」と「地域課題の解決」を同時に実現する、脱炭素の取組を提案すること。
- （2）鎌倉市気候非常事態宣言に賛同していること。
- （3）事業活動において法令を遵守していること。

3 応募方法

応募は、当説明会の事務局を委託している中外テクノス株式会社へメールにてお願いします。上記「2 応募資格」をご確認のうえ、メール本文に以下①～③を記載して【11月10日（金）】までに応募してください。

- ①法人名
- ②連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）
- ③鎌倉市内で実施したい脱炭素の事業を簡潔に記載して下さい（100～400字程度）。

※応募多数の際は、③の記載内容を基に対象事業者を選考させていただきます。

【申し込み先】：（事務局） 中外テクノス株式会社

担当　：黒沢、板野、宮崎

電話　：03-6374-2228

メール：kamakura_saiene@chugai-tec.co.jp

■お問い合わせ先

電話番号：0467-23-3000（代表） ファクス番号：0467-23-8700

メール：kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp

開庁日時：平日 8 時 30 分～17 時 00 分まで

担当：鎌倉市 環境政策課 戸川、石川

—以上—